

判制度、関税自主権の喪失、及び片務的最恵国待遇という三つの不平等の点を持っている。そのため、明治政府は、領事裁判権を廃止するための行政権の回復、貿易規則制定権回復のための関税自主権の回復を目指した条約改正を推進していた<sup>[27]</sup>。これも岩倉使節団発遣の要因の一つである。

一方、日本におけるキリスト教の信教自由という問題について、維新後の明治政府の立場が欧米のキリスト教諸国に対してどのように解釈するかは、岩倉使節団が直面しなければならないことである。幕末維新期のいわゆる「信教自由」は、キリスト教における在日外国人の信教自由と日本人の信教自由という二つ面を指している。来日した外国人の信教自由という権利は、安政五ヶ国条約を通じて江戸幕府によって認められた。後にプロイセン、デンマーク、スペイン、オーストリアと締結された諸通商条約において、日本在留のそれらの国民の信教自由の権利が日本側に承認された<sup>[28]</sup>。したがって、二百年以上にわたってキリスト教禁止を基礎とした鎖国政策はこうした一連の外国条約の保証で終焉した。しかし、来日した外国人の信教自由が認められたものの、日本人の信教自由が解禁されることは意味していない。

そして、安政諸条約による開港のため、プロテスタント教会やカトリック教会の宣教師たちは相次いで来開港場に来た。とりわけフランス宣教師によるカトリック教堂建設や日本人キリシタン信徒の誘致で「浦上四番崩れ」という日本人キリシタン信徒を弾圧した事件が起こった。この事件は欧米諸国公使の抗議を招

き、江戸幕府にとって手を焼く大きな外交問題となった。一方、アメリカ初代駐日総領事のHarrisは、自己の熱心な信者の立場から、「信教自由が文明の進歩を招き、これを否定すれば国家の進運を阻害する」という論拠で幕府に日本人の信教自由の解禁を求めた<sup>[29]</sup>。維新後、欧米の近代化を目指した新政府は、欧米のキリスト教の日本布教、及びキリスト教に反対運動に対して、慎重な対策を求めている。

岩倉使節団が上記のような複雑な宗教・外交問題の背景に洋行した。幕府の諸外国条約を継承した明治政府は、神道国教主義の視点から、最初に欧米の近代化と日本人の信教自由との関係に対して「日本政府の欲するところは、国民が西洋の学芸、技術を研究するにあつて、宗教を学ぶにあるのではない」と明言した。但し、幕末期以来のキリシタン問題をめぐる情報集や実地調査報告をまとめた『耶蘇書類』が使節団の重要な書類として欧米諸国に持参された。これは偶然のことでなく、宗教と近代化国家建設との関係における明治の近代化推進者の認識転換の証しであるといえる<sup>[30]</sup>。

それなのに、岩倉使節団への全米の歓迎の雰囲気においても、米紙のThe Evening Starは1872年3月28日付の記事で発生したばかりの日本人キリスト教徒迫害事件を報道した。

日本におけるキリスト教徒迫害の証言—「岩倉さん、これはどうしたことですか？」という見出しで、昨夜の「ニューヨーク・ワールド」紙は、「オーバーランド・チャイナ・メー